

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第27号
事故等種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成25年2月26日 07時00分ごろ
発生場所	鹿児島県奄美市笠利崎北方沖 笠利崎灯台から真方位014° 32.0海里（M）付近 （概位 北緯29° 02.8′ 東経129° 50.0′）
事故等調査の経過	平成25年3月12日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 大寿丸、9.78トン
船舶番号、船舶所有者等	KG2-851（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	主機用セルモーターが焼損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、笠利崎北方沖の漁場で錨泊していたが、平成25年2月26日07時00分ごろ、船長が、漁場移動のために揚錨して主機の始動を試みたところ、始動用セルモーターが運転されず、主機の始動ができなかった。</p> <p>船長は、携帯電話を所持しておらず、また、無線機をほとんど使用したことがなく、交信ができなかったため、救助を求めることができなかった。</p> <p>船主は、本船の操業期間である1週間を過ぎても船長が帰って来ないので、3月5日09時40分ごろ海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、7日10時00分ごろ、笠利崎南方沖55M付近を漂流中のところを操業中の漁船に発見されて海上保安庁に通報された。</p> <p>本船は、11時44分ごろ海上保安庁所属の航空機に発見され、12時48分ごろ巡視艇によってえい航が開始され、20時25分ごろ鹿児島県瀬戸内町古仁屋港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、昭和56年3月に進水し、船主が平成5年ごろに購入した際、主機の始動用セルモーターが新替えされた。</p> <p>主機の始動用セルモーターは、本インシデント後、電気整備業者によって焼損していることが確認された。</p> <p>船長は、漂流中、本船に積んでいた食糧を食べてしのいでいた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、笠利埼北方沖で揚錨後、漁場を移動しようとして主機を始動した際、始動用セルモーターが焼損したことから、主機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、焼損した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、笠利埼北方沖で揚錨後、漁場を移動しようとして主機を始動した際、始動用セルモーターが焼損したため、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機の始動用セルモーターは、定期的に点検整備すること。 ・ 1人で乗船する際は、携帯電話を所持することが望ましい。 ・ 無線機の使用に習熟すること。